

つくば医工連携フォーラム 会則

制定：平成27年11月25日

改定：令和元年6月10日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、つくば医工連携フォーラム（英文名：Tsukuba Biomedical Engineering Collaboration Forum、略称 Tsukuba BME Forum, TBME Forum）と称する。

第2章 目的及び事業

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

(目的)

第3条 本会は、つくば地域に於ける、新しい臨床医療の創出に関する医学、これに関連する科学技術、産業及び行政が連携することで、学際領域の研究開発及び関連産業の創出と発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会の目的に関する年次大会及び研究会の開催。
- (2) 本会の目的に関する内外の関係団体及び関係者との交流。
- (3) 本会の目的に関する学術集会あるいは産業振興のための催事への共催、後援、協賛。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業活動。

第3章 会員

(フォーラムコア団体)

第5条 本会の目的に合致し、幹事会がその決議によって指定する、原則として茨城県つくば市内にその事業の拠点を有する法人及び団体を、フォーラムコア団体とする。

(構成員)

第6条 本会の会員は、コア会員及び名誉会員とし、コア会員をもって本会の幹事とする。

- (1) コア会員は、本会の目的に賛同する、フォーラムコア団体に登録される個人とする。なお、コア会員はいずれか一のフォーラムコア団体にのみ登録できるものとする。
 - (2) 名誉会員は、本会の進歩発展に特別の功績功労があった個人とする。
2. 名誉会員は、幹事会に出席し、意見を述べることができる。
 3. 名誉会員の選出、資格及びその他の事項については、本会則に定めるものの他、幹事会が定める。
 4. 会員は、無報酬とする。

(定員)

第7条 コア会員は、各々のフォーラムコア団体から5名以内を限度とする。

(会員資格の取得)

第8条 本会に入会しようとする個人は、書面又は電磁的記録をもって申し込み、幹事会の承認を得なければならない。

(退会)

第9条 会員は、書面又は電磁的記録をもって退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、幹事会の決議によって除名することができる。

- (1) 会則又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

第4章 幹事会

(構成)

第12条 本会に幹事会を置き、幹事会をもって本会の決議機関兼執行機関とする。

2. 幹事会は、すべての役員をもって構成する。

(権限)

第13条 幹事会は次の事項を決議する。

- (1) 会長、副会長、監査役の選任及び解任
 - (2) 会則の変更
 - (3) 各事業年度の計算書類の承認
 - (4) 入会の基準並びに会費等の金額
 - (5) 会員の入会の承認及び除名
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
 - (9) 本会の業務執行の決定
 - (10) 前各号に定めるもののほか、本会則に定める事項
2. 幹事会は次に掲げる事項およびその他の重要な業務執行の決定を、役員に委ねることができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財

(種類及び開催)

第14条 幹事会は、通常幹事会及び臨時幹事会の2種とする。

2. 通常幹事会は、毎事業年度において1回以上開催する。
3. 臨時幹事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 監査役から、会長に招集の請求があったとき、又は監査役が招集したとき。

(招集)

第15条 幹事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第2号による場合はその監査役が招集する。

2. 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を幹事会の日とする臨時幹事会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第17条 幹事会は、議決に加わることのできるフォーラムコア団体の2分の1を越える出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第18条 幹事会の議決権は、各フォーラムコア団体が一の議決権を有するものとする。

2. 幹事会の決議は、本会則に別段の定めがあるもののほか、総議決権の過半数をもって行う。

(書面議決等)

第19条 幹事会にいずれの幹事も出席できないフォーラムコア団体は、そのフォーラムコア団体に登録された幹事により、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の幹事を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合における第17条の規定の適用については、その幹事は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 幹事会の議事については、書面又は電磁的記録によって議事録を作成する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 幹事 5名以上45名以内

(2) 監査役 1名

2. 幹事のうち、1名を会長とする。

3. 幹事のうち、2名以内を副会長とすることができる。

4. 会長、副会長、監査役は相互に兼ねることができない。また、監査役は幹事を兼ねることができない。

(役員を選任)

第22条 監査役は、幹事会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長は、幹事会の決議によって幹事の中から選任する。

(幹事の職務・権限)

第23条 幹事は、本会則に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画

- する。
2. 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
 3. 副会長は、会長を補佐する。
 4. 会長、副会長及びそれ以外の幹事は、本会の業務を分担して執行する。

(監査役の職務・権限)

第24条 監査役は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 幹事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 幹事会に出席し、意見を述べること。幹事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは会則に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを幹事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に幹事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を幹事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接幹事会を招集すること。
- (5) 幹事が幹事会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは会則に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を幹事会に報告すること。
- (6) 幹事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは会則に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その幹事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(任期)

第25条 幹事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の翌年度の最初の幹事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監査役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の翌年度の最初の幹事会の終結の時までとする。
3. 会長及び副会長の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の翌年度の最初の幹事会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、会長又は副会長が任期途中で幹事の地位を失ったときは会長又は副会長の資格を失う。
4. 補欠または増員により選任された幹事及び補欠により選任された監査役の任期は、前任者または現在者の残任期間とする。役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

5. 役員は、第21条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員並びに会長・副会長としての権利を有し義務を負う。

(解任)

第26条 役員は、いつでも幹事会の決議によって、解任することができる。ただし、監査役を解任する場合は、総議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 大会長

(大会長)

第28条 会長は、大会長を兼任する。

(大会長の職務)

第29条 大会長は、年次大会を主催する。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

第30条 本会の財産は、基本財産の1種類とする。

2. 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして幹事会で定めた財産とする。
3. 本会の事業遂行に要する費用は、基本財産をもって支弁する。

(基本財産の維持及び処分)

第31条 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、幹事会において、総議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第32条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとする。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、幹事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録を作成し、監査役の監査を受け、幹事会において、事業報告をなし、計算書類の承認を得るものとする。

2. 本会は、剰余金を分配することができない。

(寄付行為)

第36条 本会に対する寄付については、幹事会の承認によって受託できる。

第8章 会則の変更、合併及び解散等

(会則の変更)

第37条 本会則は、幹事会において、総議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第38条 本会は、幹事会において、総議決権の3分の2以上の議決により、他の法人或いは団体との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第39条 本会は、幹事会において、総議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第40条 本会が解散等により清算する時に有する残余財産は、幹事会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益性のある法人或いは団体、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9条 コンプライアンス

(情報公開)

第41条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報保護)

第42条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(研究不正、医学研究等に関する法令及び指針の尊重)

第43条 本会は、本会の目的に係る関係諸法令及び指針等に関し、これらを遵守および尊重する。

2. 本会の主催する活動においては、その参加者に前項に係わる法令及び指針等の遵守を求めるものとする。
3. 前項に反する事象を確認した場合、会長はその参加者の本会活動への参加を拒否し、或いは過去に遡って発表を取り消すことができるものとする。
4. 前項により本会活動への参加或いは発表を拒否或いは取り消した場合、当該参加者の本会への支出は返還せず、当該参加者の本会への債務も消滅しないものとする。また、これに係わる一切の損害の補償に応じないものとする。

第10章 補則

(運営に必要な事項)

第44条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、幹事会の決議により別に定める。

附則

1. 本会則は、その成立の日から施行する。
2. 本会則の成立時に本会が指定するフォーラムコア団体は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 茨城県
 - (2) いばらき成長産業振興協議会
 - (3) 国立研究開発法人産業技術総合研究所
 - (4) 国立研究開発法人農業生物資源研究所
 - (5) 国立研究開発法人物質・材料研究機構
 - (6) 国立大学法人筑波大学附属病院
 - (7) つくばバイオマテリアル医工学研究会
 - (8) つくば臨床医学研究開発機構
3. 本会則の成立時の会員は、第8条の規定にかかわらず、別紙の通りとする。
4. 本会則の成立初年度の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、本会則成立の日から平成28年3月31日までとする。

以上、つくば医工連携フォーラムの会則を作成し、幹事会が承認したことを証する。

平成27年11月25日

茨城県つくば市並木1丁目2番地1

会長 鎮西 清行